

赤 管 第 1 0 8 号

令和 7 年 6 月 1 3 日

各 位

赤磐市長 前 田 正 之

工事請負契約書の改正について

令和 7 年 7 月 1 日より工事請負契約書様式の改正を行います。改正内容については下記のとおりです。

記

1. 主任技術者の兼務要件緩和について

(1) 改正内容

(現場代理人等)

第 1 1 条第 8 項 削除

8 請負契約額が建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 2 7 条第 1 項に定める請負代金の額未満の工事において、1 人の技術者が兼務できる工事は 3 件までとする。ただし、請負契約額 5 0 0 万円以下の工事は除く。なお、都合により営業所の専任技術者が配置される場合の工事は 1 件とする。

(2) 適用対象

令和 7 年 7 月 1 日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼した建設工事について適用。また、令和 7 年 6 月 3 0 日以前に入札公告又は指名通知した建設工事については、従前の例による。

以上